

農地法の申請・届出に際しての留意事項

1. 申請地(届出地)について

- ① 登記簿上の所有者が故人の場合は、先に相続登記をお願いします。
- ② 小作地である場合は、先に解約の手続きをお願いします。
- ③ 事業計画において分筆(合筆)を伴う場合は、先に分筆(合筆)登記をお願いします。
- ④ 共有名義、または抵当権等の権利者がいる場合は、その方の権利者同意書が必要です。

2. 転用について

- ① 埋蔵文化財について、ひとづくり推進課にご確認ください。
- ② 農振農用地の場合は、先に農振除外の申請が必要です。また、農振除外の申請内容とその後の転用の申請内容は同一のものでなければなりません。
- ③ 1,000 m²以上造成する場合、まちづくり課にご確認ください。
- ④ 申請地(届出地)に隣接する土地の所有者、土木委員、水利委員等関係者に事業の内容を事前に説明してください。
- ⑤ 周辺農地の営農条件(受排水・日照等)に支障がないよう計画してください。
- ⑥ 他法令による手続きを行った場合は、申請書等の写しを添付してください。また、必要に応じて追加の資料の提出をお願いすることがあります。
- ⑦ 工事に着手できるのは許可書が交付されてからです。
- ⑧ 申請(届出)書類提出後、事業を中止する場合は、速やかに取り下げの手続きをしてください。
- ⑨ 許可後、事業計画を変更する場合は、速やかに変更の手続きをしてください。ただし、許可要件を満たさない事業への変更はできません。
- ⑩ 許可後は、事業の進捗状況(3箇月後、1年後)及び完了を書面と写真で報告していただきます。
- ⑪ 許可の権利・効果を他者に移譲することはできません。

3. 住宅建築について

- ① 敷地面積は、次のとおりです。
 - 一般住宅…500 m²以下
 - 農家住宅…1,000 m²以下

〔世帯の耕作面積が1,000 m²以上、年間150日以上農業に従事すること。分家の場合は、本家分家各々の世帯がこの要件を満たす必要があります。〕
- ② 建ぺい率は、22%以上必要です。(敷地拡張をする場合も同様)